

令和 2 年度活動計画について（案）

■出張地域協議会

（→第 4 期活動報告 P.8）

1 趣 旨

地域協議会委員の改選に伴い、地域協議会委員と地域との顔合わせ、地域協議会の活動周知のため、地域に出向いて協議会を開催する。

2 内 容

- (1)開催範囲 旧小学校区単位（下保倉、末広、月影、中保倉）
(2)開 催 日 8 月以降（農繁期を除く）
※各地区の協議会長を通じて日程調整を行う

■中学生との意見交換会

（→第 4 期活動報告 P.9, 10）

1 趣 旨

次世代を担う浦川原中学校生徒に、地域に対する愛着や地域を大切に思う心を育みながら、中学生自ら地域づくりにできる事は何かを考えてもらうための「きっかけ作り」にするとともに、地域の課題を認識する機会とする。

2 内 容

- 平成 26 年度：ワークショップ形式による区の課題と解決方法の提案
平成 27 年度：模擬地域協議会による地域活動支援事業審査
平成 28、29 年度：ワークショップ形式による地域の未来について意見交換
平成 30 年度：区内施設見学及び魅力マップ作り

令和元年度：区内施設見学及び手作りカルタを貼付した魅力マップ作り

■研修会 【予算措置あり：新潟市までの高速代、相手先への土産代など】

(→第4期活動報告 P.11)

1 趣 旨

委員の資質向上を図るとともに、さらなる見識を深めることを目的とする。

2 内 容

浦川原区地域協議会委員のみによる研修会だけでなく、共通認識を共有することで効果的なまちづくりが進められるよう町内会長連絡協議会や諸団体、他区の地域協議会との合同開催でも可。また、先進地視察も可能。

なお、第4期には大島・浦川原・安塚区地域協議会合同の研修会を3区持ち回りで開催していた。

研修会の内容について

■浦川原区地域協議会だよりの発行について 【予算措置あり：用紙代】

(→第4期活動報告 P.12～14)

1 趣 旨

浦川原区地域協議会の活動内容について、地域住民への報告と周知のため、地域協議会の活動内容を掲載した広報誌である地域協議会だよりを発行する。

2 内 容

発行にあたり、編集委員及び発行回数、時期、編集方法などを決定し、都度、編集委員による編集会議を開催、「掲載内容の検討」「執筆者への原稿依頼」「紙面構成（レイアウト）」などにより地域協議会だよりの作成を行い、印刷後、区内全世帯へ配付する。

3 編集委員について

編集委員の決め方

- 【例】編集体制 ①3人1組の4班体制
②4人1組の3班体制
班構成員 ①氏名の五十音順で分ける
②くじ引き
※各班に正副会長が1人入る…など

4 発行回数や時期について

発行回数：

発行時期：

- 【例】①年2回で7月と2月
②年3回で7月と10月と1月
※発行時期は若干前後する…など

5 編集方法など

たよりの体裁（紙厚、サイズなど）

- 【案】・紙厚：中厚口（第4期採用、コピー用紙よりも若干厚手の用紙）
・サイズ：掲載内容に応じてA4判もしくはA3判
・色：都度、編集会議で決定

最終確認方法

- 【例】 ①正副会長が確認
②地域協議会が確認
③編集委員に一任

【参考】 第4期 浦川原区地域協議会だより編集委員班分け

班	構成員
1班	○ 池田委員、五十嵐委員、市村委員
2班	○ 藤田委員、金子委員、杉田委員
3班	○ 西山委員、福井委員、前島委員
4班	○ 村松清委員、村松進委員、和栗委員

※ ○印は班長

諮問案件における書面審議について

1 書面審議に関する事項を定める理由

- ・ 地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項については、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。(例外規定なし)
- ・ 一方で、地域協議会が開催できないことを理由に、諮問案件を審議しないことは、市の事業の停滞を招き、関係者との関係を損ね、財政面での負担が生じる要因ともなりえる。
- ・ これらのことを踏まえ、必要な地域協議会としての意見をまとめ、市政に反映するための手法として、書面による審議とするもの。

(参考) 地域自治区の設置に関する条例第7条第2項で定める事項

- ・ 上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合
- ・ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- ・ 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- ・ 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

2 書面審議による会議の運営に関して定める事項

(1) 書面審議を実施する条件

- ・ 委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合または招集することが適当ではない場合とする。

(2) 書面審議の実施に係る判断

- ・ 正副会長の協議により、会長が決定する。

(3) 書面審議の表決

- ・ 委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があったものとみなす。
- ・ 前項において、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- ・ 附帯意見の取扱いについては、正副会長の協議により、会長が決定する。

3 その他

- ・ 書面による審議が必要な案件については、諮問案件に準じた方法により審議を行う。